

【（令和6年4月11日）文化芸術活動基盤強化基金「クリエイター・アーティスト等育成事業」オンライン説明会 お寄せいただいたご質問と回答】

No.	ご質問	回答
● 事業の趣旨・目的等について		
1	<p>単年度で出ていた「芸術家など人材育成補助」を海外を目指す事業も支援できるよう、複数年支援のプログラムを展開することになったという説明がありましたが、委託型と補助型を提供することになった経緯についてお話しいただけますか？</p>	<p>○ 「補助」とは、国が特定の事務、事業に対して公益性があると認め、その事務事業の実施に資するために援助を行うものであるのに対し、「委託」は、国が本来行う事務、事業等を他の機関又は特定の者に委託して行っていただくものです。</p> <p>○ これらの違いに応じて、「補助型」と「委託型」では、事業実施にあたっての仕組みが異なりますので、募集案内及び、企画提案要領を確認いただき、今回、応募をいただくプロジェクトの特性に適したメニューをお選びいただければと存じます。</p>
2	<p>「補助型」と「委託型」の支援内容は具体的にどのような点で違うのでしょうか？</p>	<p>【補助型】</p> <p>○ 「補助型」では、主に舞台芸術分野、メディア芸術及び分野横断的新領域等を対象とし、世界的な活躍が見込まれる若手クリエイター・アーティスト等を起用した作品展示や公演等の企画・交渉・制作及び国内外での発表・海外展開までの一体的な活動を行うプロジェクトを公募します。</p> <p>○ 本メニューの補助を受けた芸術団体等には、指導者や専門家の指導等による国内外での発表や海外展開までにかかる経費を支援します。</p> <p>○ なお、本メニューでは、振興会が各プロジェクトに対する「伴走型支援」を実施します。採択プロジェクトの決定後、プロジェクトの実施と並行して各助成対象団体との対話や現地確認を行いながら、進捗管理及び必要な助言・相談等を行うことで、確実な目標達成を支援します。</p> <p>【委託型】</p> <p>○ 「委託型」では、メディア芸術及び現代アート、舞台芸術等分野における、若手クリエイター・アーティスト等の人材育成を目的に、委託事業として海外展開に向けた指導・助言、海外アートフェスティバル等への派遣や出品、著名な海外美術館等を会場とした展覧会の企画・交渉・実現、現地関係先とのネットワーク形成のサポート等を実施する育成プログラムの企画を公募します。</p> <p>○ 本メニューでは振興会及び文化庁との協議の上で、各委託団体による育成プログラムを実施することにより、若手クリエイター等の経験蓄積・ネットワーク形成、知名度向上等を支援します。</p>

No.	ご質問	回答
3	<p>要項に出てくるプロジェクトとはどのような意味と理解すれば宜しいでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Aというクリエイターを育成すること ・ A、B、Cというクリエイターを「あ」という公演を通じて、育成すること ・ 若手育成プロジェクトとして、A、B、Cというクリエイターをそれぞれ「あ」「い」「う」という公演を通してそれを実現すること 	<p>クリエイター等の育成を目的とし、公演・展示等およびその他の取組等を行う一連の活動を指して「育成プロジェクト」と呼んでいます。</p>
● 対象となるプロジェクトについて		
4	<p>1団体につき、申請件数の制限はございますでしょうか。 (一つの団体で異なるジャンルの複数の施設運営をしており、また複数のプロジェクトを実施している中で、複数の企画の申請が可能か)</p>	<p>複数のプロジェクトの応募は可能です。</p>
5	<p>補助型であっても、公演事業だけでなく育成のための講座や研修、視察などを事業化して良いのでしょうか。</p>	<p>構いません。</p>
6	<p>応募様式 (B-1) 「7プロジェクトの中核となる者の氏名・略歴」は誰を想定していますか。育成対象者 (出演者/制作者) または指導者のいずれを記入するべきでしょうか。</p>	<p>本プロジェクト全体の統括をする方を想定しています。指導者と同一というケースもあると考えています。</p>
7	<p>一団体に映画と絵画など分かれていてもいいのですか？</p>	<p>一つの育成プロジェクト内にまとめていただくことも可能ですし、映画と美術に分けて、異なるプロジェクトとしてそれぞれ応募することも可能です。</p>
8	<p>育成対象は日本国籍を有する・永住権を有する者とのことですが、事業に関わるアーティストはすべて育成対象者で構成される必要があるのでしょうか。例えば、事業に、海外拠点・外国籍のアーティストが何らかのかたちで参画することは可能でしょうか。</p>	<p>海外拠点・外国籍のアーティストの参画も可能です。プロジェクトにおける必要性・位置付け (指導者等として参加いただく等) などを明確にしてください。</p>
9	<p>育成対象者の活動分野が部門を横断する場合は、主たる活動分野における応募となりますでしょうか。(例えば、舞台を主たる分野としているクリエイターが映像、出版等でも活動を目指す場合、舞台部門での応募であってもほかの分野の活動が対象として認められますでしょうか)</p>	<p>応募団体において、もっとも近いと思われる分野を選択してください。補助型については、特定の分野等にとどまらず、分野を横断または革新しグローバルな訴求力を高める等の創意工夫を行ったものは分野横断的新領域に応募することも可能です。</p>
10	<p>海外公演について、フルプロダクションでなく、ワークインプログレスやショーケースでも可能か。</p>	<p>構いません。育成目的・方法などを明確にした上で、育成計画内の位置付けを明確にしてください。</p>

No.	ご質問	回答
11	来年、再来年の海外公演は、日程や開催場所などがまだ出せなくても、想定で良いのでしょうか？	予定である旨を明記した上で記載いただいで構いません。目的・場所などは可能な限り具体的に記載いただくようお願いします。
12	補助型で映画とアートを同時に申請したい場合、同じ申請用紙に記載しますか？	(No.7をご参照ください。)
● 起用する「若手クリエイター等」について		
13	個別活動ごとに、育成対象者が変わっても宜しいでしょうか。弊財団では演目や渡航先に応じて、申請書類の範囲内で育成対象者が変わることが見込まれています。	構いません。
14	育成対象者について、例えば、オーディションで選出という計画とする場合、結果的に、他団体の育成対象者と重複してしまうことも考えられますが、それは問題ないと考えてよろしいですか。	問題ありません。
15	補助型の応募様式B-1「育成プロジェクト概要」に関する質問です。育成対象のクリエイターについて、候補者の記載「もしくは」は決まっていない場合の選考基準の記入欄がございます。 候補者が一部決まっているが、追加候補者についても採択後に改めて選考を行って行きたい場合、現候補者および選考基準についても両方記入をしても良いのでしょうか。	決まっている方と候補者とが分かるようにして頂ければ、両方記入して構いません。
16	委託型において、育成対象者の選出方法や育成対象者の決定にあたってはあらかじめ振興会及び文化庁と十分に協議すること。とありますが、具体的にどの段階で、こういった協議を想定されていますでしょうか？	採択後の業務着手後を予定しています。
17	日本を拠点に活動している外国人アーティストを海外に派遣することは対象に含まれますか。	育成対象となるクリエイター等は原則として、日本国籍または日本の永住資格を有する者となります。外国籍のアーティストを育成対象者とすることはできませんが、指導者等とすることは可能です。
18	補助型育成対象者に関し若手クリエイターとありますが30代前半の人材は対象と考えてよいですか？また対象者が海外在住でも良いですか？	分野やジャンルにより「若手」の定義が異なるため、年齢の設定はしていません。応募者においてご判断ください。海外在住者も日本国籍または日本の永住資格を有する者であれば対象となります。

No.	ご質問	回答
19	申請団体・法人の代表者や芸術活動の中核を担う者が育成対象になることは可能でしょうか？	「若手」の定義は分野やジャンルで異なることから、育成対象者となる若手クリエイター等の役職や経験等は要件として定めておりません。 ただし、既に十分な海外での活動実績を有する方については、本事業の趣旨に鑑み、審査において育成対象外とする場合があります。
20	支援対象となるアーティストについて、具体的に決まっている方が審査で有利になるか。	育成対象者については、審査基準キ「起用する若手クリエイター等の選定の方法・基準（理由）・選考者等が明確かつ適正であり、国際的に活躍することが期待できること」を基に審査を行うこととなります。 具体的に決まっている場合はその理由等を明確に記載し、具体的に決まっていない場合は、育成計画等を具体的に記載してください。
21	若手クリエイターとは年齢関係なかったですね？	若手クリエイター等に年齢による要件は定めておりません。
22	若手とは具体的に年齢などに定義はありますか？	(No.21をご参照ください。)
● 若手クリエイター等の指導者等について		
23	「指導者・プロデューサー」が複数いる場合（芸術家、コーディネーター等複数の組み合わせによってプロジェクトが成り立つ為）、その「指導者」に日本人の他外国人が含まれることは問題がないでしょうか？	問題ありません。
24	指導者の職種につきまして、育成対象と同じ職種である必要はありますか？例えば、育成対象＝演出家 指導者＝プロデューサー は認められるでしょうか。	育成計画に基づいたものであれば、異なる職種でも構いません。
● 応募団体の要件について		
25	助成の対象となる団体の必要な要件について、『監事、監査役等による会計監査またはこれに準じた内部監査を実施していること。』とありますが、内部監査のガイドライン等がありますか。	ガイドライン等はありません。応募にあたって提出いただく様式A-3『組織運営等に関する自己申告書』に、どのような監査を行っているかを記載いただく欄があり、審査の対象となります。
26	参加可能な団体として、財団法人やNPOでも参加可能でしょうか？	応募可能です。
27	会計監査関連の条件で、求められる基準はありますか？	(No.25をご参照ください。)

No.	ご質問	回答
28	助成の対象となる団体の条件として「設立登記が完了している法人」とありますが、登記の完了が5月7日の申請期限に間に合わない可能性があります。「法務局受領証」をいったん添付させて頂き、後日、登記完了後に履歴事項全部証明書を追加で添付する形で申請可能でしょうか。	要望書の提出までに登記が完了している必要があります。
29	任意団体 映画「〇〇」制作委員会 での申請は不可ということでしょうか？	法人格を有することが応募にあたって必要な要件となりますので、任意団体は応募できません。ただし、法人格をもつ者が応募する場合で、当該法人を含む制作委員会を設けることは可能です。
● 助成対象経費について		
30	【補助型】映画分野において複数の若手監督の映画製作プロジェクトを時間差もあいながら並行的に走らせる場合の事務局的管理費用は対象経費でしょうか。一本一本に付属させる形での処理しか出来ないのでしょうか。	全体にまたがる形での計上に問題はありませんが、助成対象経費としては事務運営管理に関する経費は計上できません。計上できない経費についての詳細は募集案内P.18もご確認ください。
31	【補助型】アーティストインレジデンス型の映画製作に関する事務局費用は対象経費でしょうか。	アーティストインレジデンス型の映画製作に関する費用も助成の対象となりますが、具体的な助成対象経費については募集案内をご確認ください。
32	経費計上の件、諸謝金の規定内では賄えない対象者がいた場合において団体内に内部規定がない場合、今までの支払い事例を参照して良いですか。	過去の実績を参照することは構いませんが、支払いの根拠となる資料の提出を求める場合があります。
33	第二期期間中に海外公演を行う予定の活動の準備期間（クリエイター育成を行う過程のカリキュラム）が第一期期間中にある場合、その費用は今回の申請の対象となりますでしょうか。別の作品で期間中に海外公演は行います。	助成の対象となる活動としてプロジェクトに含めることは可能です。具体的な助成対象経費については募集案内をご確認ください。
34	現状海外での上演予定がない舞台作品の制作現場において若手クリエイターの育成のカリキュラム（ワークショップ、稽古など）を行った場合、その費用は対象となりますでしょうか。別の作品で期間中に海外公演は行います。	助成の対象となる活動としてプロジェクトに含めることは可能です。ただし、プロジェクトで実施される若手クリエイター・アーティスト等の人材育成のための取組と一体的な活動であることが重要となります。具体的な助成対象経費については募集案内をご確認ください。
35	円安のため、規定の宿泊費で宿泊が出来ない場合は支援対象者の自己負担とすべきか、もしくは事務局費などから補填しても良いですか。	宿泊費のうち上限額を超える部分については、助成対象外経費として計上してください。
36	応募時点でカバーされていない経費項目が後から発生した場合、補助対象になるでしょうか？	助成対象経費である場合は対象となります（助成金の額の範囲内）。
37	海外の現地コーディネーターや連携先機関のスタッフの人件費は対象となりますか？	文芸費に該当するものであれば認められます。詳しくは募集案内14ページ、15ページをご覧ください。

No.	ご質問	回答
38	育成プロジェクトの一環で公演を行う場合、それが共同主催（製作委員会方式）やLLCを形成する場合、それは補助の対象になりますでしょうか？もちろんその共同主催やLLCの中には弊社は含まれます。	原則として、応募団体の主催する公演等（共同主催を含む）であれば助成の対象となります（海外公演の場合は、招聘形式でも可）。ただし助成対象経費とする場合は、応募団体が自ら支払った経費である必要がありますので、ご留意ください。
39	海外での経費や宿泊費についてです。 国際経済状況で、来年、再来年の円の価格、現地の物価の上昇があった場合、申請時の収支が大きく変わってくると思いますが、その場合の経費の対応を教えてください。	外貨により支払った経費については、原則として実際に支払った際の円貨換算額により精算することを予定しています。為替レートの変動に伴う、採択決定後の助成金額の増額は予定しておりません。 宿泊費については日本円にて上限額を設定しております。上回った部分の経費は助成対象外経費として計上してください。
40	育成、作品制作に関わる海外・外国籍のアーティスト、アドバイザーの費用などは助成対象経費に含まれますか？	助成の対象となりますが、プロジェクトにおける必要性・位置付け（指導者等として参加いただく等）などを明確にしてください。
41	若手クリエイターへ払う出演料の基準（上限）はありますか？	出演料に上限はありませんが、支出の根拠となる資料（単価表、契約書等）の提出を求め場合があります。
42	滞在地によっては文化庁の説定する宿泊費では、円安のため賄えない可能性があります。その場合は特例措置などありますか？	(No.39をご参照ください。)
● 重複応募・重複助成について		
43	【補助型】応募案内11pに他の補助金との重複応募はできないと記載があります。弊社では令和6年度文化芸術振興費補助金メディア芸術アーカイブ支援事業に応募しております、こちらは重複に当たるのでしょうか？	同一の活動について、重複して助成を受けることはできませんが、重複して応募いただくことは可能です。

No.	ご質問	回答
44	<p>説明資料18ページ 他の助成事業等との重複応募・重複助成について 本事業に応募するプロジェクトの全部または一部について、本基金の別メニューである「クリエイター等育成プログラム（委託型）」、別事業である『文化施設による高付加価値化機能強化支援事業』に重複して応募することはできません。その他、国の行政機関の委託事業費等が支出される活動についても応募することはできません。</p> <p>とあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一団体(当社)が、同メニュー(委託型)で別企画を複数申請(企画A&企画B)する事は可能か？ ・同一団体(当社)が、別メニュー(委託型&高付加価値型)で別企画を複数申請(企画A&企画B)する事は可能か？ 	いずれも可能です。
45	総合支援との重複について、事業単位で重複していなければ、応募可能か。	重複していなければ応募可能です。
● その他		
46	P7伴奏型支援というのは、具体的にはどなたが、こういったことをされることを想定されていますか。現地確認とありますが、例えば若手クリエイターをオーディションで選出という計画の場合、そういった場も「常に」現地確認するような想定でしょうか。あるいは「適宜」の確認になりますでしょうか。	<p>伴走型支援の具体的な仕組みは検討中です。</p> <p>「常に」ではなく、「適宜」の形を想定しています。</p>
47	本事業の助成金をもとに映画作品を製作し、3年目に海外映画祭で発表、その後、国内外で興行した場合、助成金の出資比率に応じた事業収益の分配は必要でしょうか？	事業収益の分配は必要ありません。ただしプロジェクト期間内の収入については、収支予算書に計上してください。
48	概算払いについて、募集要項の内容以降金額比率や支払い時期等のアップデートがあれば教えてください。	採択決定後にお知らせします。
49	伴奏型支援については、具体的に、誰が・どのように行う予定か（例えば、海外公演への同行などはあるか）	<p>伴走型支援の具体的な仕組みは検討中です。</p> <p>海外公演の現地等を訪れることも想定しています。</p>
50	全体で何団体くらい採用でしょうか？	検討中です。